

風評の影響の払拭に向けた 農林水産省の取組について

令和5年4月

農林水産省

- 水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、昨年6月から実施しているトリチウム検査とともに放射性セシウムの検査への継続的な支援を実施しています。
- また、食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での放射性物質低減のための取組等を、関係府省等と連携しながら、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信しています。

水産物の放射性物質検査

- **トリチウムを対象とするモニタリング検査の実施**
 - ・ 令和4年6月からトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を開始し、結果を省HPに掲載。全て検出限界値未満。
 - 令和5年度は、令和4年度から実施してきた公定法（200検体/年）に加えて迅速分析法（180検体/年）を実施し、検査結果を速やかに公表。
- **セシウムの検査への継続的な支援**
 - ・ 検査結果の日本語・英語による農林水産省HPへの掲載。
 - ・ 一般消費者向け、海外向け（英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語）のパンフレットを作成して説明会等に活用。
 - ・ 店頭で消費者等が商品の安全性を簡単に確認できる仕組みの構築を支援。



トリチウムの分析機器

拡大



食品中の放射性物質に関する情報発信

- **関係府省等と連携し、ホームページ（日本語・英語）や意見交換会等を通じて情報発信**
 - ・ 品目ごとの食品中の放射性物質の検出状況
 - ・ 農林水産現場での放射性物質低減の取組 等
- R3年度以降、経済産業省との連携によりALPS処理水に係る情報も発信



放射性物質の検査



親子参加型イベント

- 水産業において、ALPS処理水の海洋放出決定に伴う風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、被災県産水産物の取扱拡大等への支援とともに、消費者が安心して購入していただけるよう支援を行います。
- 農林業においても、福島県産品のブランド化の推進や販売棚の確保等に向けた取組を引き続き支援します。

水産物の販売促進

- **被災県産水産加工品の販売促進、情報発信**
 - ・ 大手寿司チェーンや外食店等でフェアを開催
 - ・ 量販店・専門鮮魚店等における販売を支援
 - ・ EC販売業者と地元加工業者のマッチング・商品開発を支援
 - ・ 海外バイヤーを被災地に招聘し、産地訪問の機会を創出
- **福島県産水産物の販売促進**
 - ・ 大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売
 - ・ 地元消費を着実に増やすため消費地市場の水産卸等を支援
- **消費者の「安心」と科学的な「安全」とのギャップを解消**
 - ・ 消費者が福島県産水産物の安全性や産地の情報等を確認できる取組を支援
- **経産省とともに「三陸・常磐ものネットワーク」の取組を支援**



量販店の販売コーナー



海外バイヤー向け商談会

農林産物の販売促進

- **被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開**
- **福島県産農林産物の取扱拡大を支援**
 - ・ 量販店等で販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、バイヤーツアーの実施等ブランド化を支援
 - ・ オンラインストアにおける特設ページの運営等による福島県産品の魅力や安全性の配信等を支援
 - ・ テレビCM等を活用した販売促進を支援
 - ・ 輸出可能国・地域で商談会・展示会参加や試験販売開催等の販売促進を支援
 - 香港の量販店・飲食店におけるフェア開催
 - アラブ首長国連邦の飲食店・食品見本市におけるPR 等
 - ・ 専門家のサポート等による生産者の販路開拓等の支援



バイヤーツアーの実施



海外でのフェア

- ALPS処理水の海洋放出の方針決定について、科学的な根拠に基づかない輸入規制等により、輸出に影響が出ることがないように、関係省庁が連携し、輸出先国・地域に対し丁寧に説明しています。
- 関係国・地域に対しては、科学的な安全性が確保されている限り、食品の輸入規制を継続する理由にはなり得ない旨を説明しています。

諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃状況

規制措置の内容 (国・地域数)	国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 (43)	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦 (UAE)、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア
事故後の輸入規制を継続 (12)	一部都県等を対象に輸入停止 (5) 韓国、中国、台湾、香港、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 (7) EU、EFTA (アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア

注1) 2023年4月現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

注3) 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

在外公館等による情報発信

超過標準限值時の対応 (出货限制与摄取限制)

● 超過標準限値の食品将采取出货限制措施等，不其进入市场流通。

- 基于核能灾害对策特别措施法的指示
- 确认到地区性的扩大时，“限制出货”
- 检测出明显高浓度的数值时，“限制摄取”

■ 限制出货与限制摄取的品目与区域の設定条件

- 确认到地区性的扩大时，设定指定地区与品目。
- 原则上地区设定为都道府县。但是，如果能由地方政府进行管理，则考虑管理状况等，按照市町村与地区进行细分，设定区域。

■ 限制出货与限制摄取的品目与区域的解除。

- 由该地方政府进行申请。
- 解除对象区域可基于集货的实际状况等分为多个区域。
- 最近1个月以内的检查结果为每个市町村3处以上，全部为标准限值以下等。



* 食品中的放射性物质检查主要是在出货前的阶段实施。超过标准限值的品目，基本上都是被列为限制出货地区的品目，采取废弃等适当措施。

* 对于被列为限制出货的品目与区域，在家庭栽培、采摘的情况下，也可能含有较多的放射性物质，因此请避免频繁食用。

出处：日本厚生劳动省 - 2 -

Japanese Food Products are Safe and Reliable

- The safety of Japanese food products is ensured through a food monitoring system and control measures applying stricter national standards than international safety standards (Codex guideline levels). In fact, through the monitoring of Japanese food products by the destination countries, there have been no case which exceeded the Japanese standards over 7 years.
- The measures and responses against radionuclide contamination of food are assessed as appropriate by international organisation (IAEA/FAO).
- The Government of Japan will ensure the safety of Japanese food products in accordance with the Basic Policy on handling of the ALPS(Advanced Liquid Processing System) treated water.

The basic policy selects discharge into the sea as the method of handling of the ALPS treated water. The actual discharge will be conducted in a way complying with the regulatory standards set based on international standards and subject to the approval of Nuclear Regulation Authority. To ensure the safety, the discharge will be reviewed by the IAEA.

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan



規制撤廃のための協議



食品安全の取組についての映像資料を公開